

労働基準法労務管理講座

「働き方改革関連法と、迫られる労基署対応」
～罰則付きの改正労基法施行により厳しさを増す労基署への対応～

主催 (一社) 大田労働基準協会 (幹事) (一社) 三田労働基準協会 (一社) 品川労働基準協会 渋谷労働基準協会
(一社) 新宿労働基準協会 (一社) 池袋労働基準協会 王子労働基準協会 向島労働基準協会

働き方改革関連法は、70年ぶりの大改革ということで、来年の4月から順次施行されます。改正法の中には、時間外労働の上限規制（大企業は2019年4月1日、中小企業は2020年4月1日施行）や年休付与義務（企業規模にかかわらず2019年4月1日施行）等罰則付きのものもあり、法施行後は、法遵守させるための労基署の監督指導はより厳しいものとなることが予想され、また、悪質とみなされると送検対象にもなることもあります。

本講座は、このような罰則付きの改正法や様式が変わった36協定、さらに労働時間の適正把握等について企業は何を注意しなければならないか、また、労基署にはどう対応したらよいのかについてわかりやすく解説いたします。ぜひご参加ください。

- 1、日時 2019年2月22日（金）13時30分～16時20分（受付13時15分～）
- 2、講師 森井 博子 氏（元労働基準監督署長 特定社会保険労務士）
- 3、内容
 - ・過罰則付き時間外労働の上限規制の注意点
 - ・36協定（特別条項）・指針の注意点
 - ・罰則付きの年休付与義務の注意点
 - ・労働時間の客観的把握についての注意点
 - ・「フレックスタイム制」の留意点
 - ・「高度プロフェッショナル制度」の留意点
 - ・労基署の監督指導の視点
 - ・労基署の送検対象にならないためには
- 4、定員 80名（先着順）
- 5、会場 大田区立 消費者生活センター 2F 大集会室（裏面案内図参照）
- 6、受講料 会員 4,000円 それ以外の方 6,000円（消費税込）
- 7、申込方法
 - ①裏面申込書に必要事項を記入し三田労働基準協会あてにFAXして下さい
(FAX番号 03-3451-7692)
 - ②受講可能な場合は、受講票を申込担当者あてFAX返信します
(申込書に必ずFAX番号をご記入して下さい)。
 - ③受講者は研修当日受講票をご提示下さい。
お申し込み後の取り消しは2月15日（金）までをお願いいたします。
それ以降の取り消しについては、受講料を頂きますのでご了承ください。
- 8、振込先

・銀行名：三菱UFJ銀行田町支店 ・口座番号：普通預金 0397963
・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会 ・名義人住所：港区芝4-4-5
なお、振込人名の前に講習会月日を記入してください（例0222 ○○カイシャ等）
振込手数料は、ご負担ください。

- 9、問合せ (一社) 三田労働基準協会 電話03-3451-0901